

八代市議会 6 月定例会議案

(令和 8 年 6 月 8 日招集)

(その 2)

目 次

議案第 6 0 号 財産の取得について

議案第 6 1 号 八代市介護保険条例の一部改正について

財産の取得について

本市は、下記のとおり財産を取得するものとする。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | フードワークスやつしろ整備に係る厨房機器（冷凍庫、ブラストチラー&フリーザー等） |
| 2 | 取得予定価格 | 44,550,000円 |
| 3 | 契約の相手方 | 八代市古城町2098番地
有限会社光泉企画工業
代表取締役 松本 昭雄 |

令和 8 年 6 月 1 8 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

予定価格2,000万円以上の動産を取得するには、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

八代市介護保険条例の一部改正について

八代市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 6 月 1 8 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

令和 7 年度税制改正により給与所得控除の最低保障額が引き上げられたことに伴い、令和 7 年度市町村民税非課税者が令和 8 年度も引き続き市町村民税非課税となるよう当該引上げ分の範囲の就労調整（就労収入の増加）を行った者のうち令和 8 年度の介護保険料の負担が増加するものについては、厚生労働省通知に基づき、令和 8 年度に限り、特例として当該者の介護保険料を減額するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市介護保険条例の一部を改正する条例

八代市介護保険条例（平成１７年八代市条例第１８６号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１条を加える。

（令和７年度分市町村民税非課税者に係る令和８年度分の保険料の減額）

第１０条 市長は、第１号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和７年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、令附則第２５条の規定により令和８年度分の同法の規定による市町村民税が課されている者とみなされた者がある場合は、当該者の属する世帯の第１号被保険者の同年度分の保険料を、当該みなされた者に同年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないものとして第３条第１項第１号から第５号までに定める保険料率（同項第１号に定める保険料率にあつては同条第２項、同条第１項第２号に定める保険料率にあつては同条第３項、同条第１項第３号に定める保険料率にあつては同条第４項の規定の適用後の保険料率）のいずれかに決定した保険料率により算定した額に減額する。

２ 前項の規定による保険料の減額については、当該減額を受けようとする者の申請を要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八代市介護保険条例の規定は、令和８年４月１日から適用する。

